

平成24年6月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大嶋由美

平成21年(ワ)第13947号 損害賠償等請求事件 (本訴)

平成22年(ワ)第15675号 損害賠償請求事件 (反訴)

平成22年(ワ)第15676号 損害賠償請求事件 (第2事件)

平成22年(ワ)第47601号 損害賠償請求事件 (第3事件)

口頭弁論終結日 平成24年4月16日

判 決

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本訴被告ミクル株式会社は、本訴原告株式会社G i n z aに対し、10万円及びこれに対する平成21年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本訴原告株式会社G i n z aのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 本訴原告株式会社G i n z a及び第3事件被告永海克也は、本訴被告ミクル株式会社に対し、連帯して、110万円及びこれに対する本訴原告株式会社G i n z aについては平成22年5月1日から、第3事件被告永海克也については平成23年2月17日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 本訴被告ミクル株式会社のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 本訴原告株式会社G i n z a及び第3事件被告永海克也は、第2事件及び第3事件原告福井直樹に対し、連帯して、55万円及びこれに対する本訴原告株式会社G i n z aについては平成22年5月1日から、第3事件被告永海克也については平成23年2月17日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 第2事件及び第3事件原告福井直樹のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7(1) 本訴請求及び反訴請求につき生じた訴訟費用は、これを4分し、その1を

本訴被告ミクル株式会社の、その余を本訴原告株式会社G i n z aの負担とする。

(2) 第2事件につき生じた訴訟費用は、これを20分し、その1を本訴原告株式会社G i n z aの負担とし、その余を第2事件原告福井直樹の負担とする。

(3) 第3事件につき生じた訴訟費用は、これを10分し、その1を第3事件被告永海克也の負担とし、その余を第3事件原告らの負担とする。

8 この判決は、第1項、第3項、第5項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴請求

(1) 本訴被告ミクル株式会社は、本訴原告株式会社G i n z aに対し、3000万円及びこれに対する平成21年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 本訴被告ミクル株式会社は、「マンションコミュニティ」と題するインターネット掲示板における別紙削除請求投稿目録記載の各投稿を削除せよ。

(3) 訴訟費用は本訴被告ミクル株式会社の負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 反訴請求

(1) 反訴被告株式会社G i n z aは、反訴原告ミクル株式会社に対し、第3事件被告永海克也と連帯して、1000万円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は反訴被告株式会社G i n z aの負担とする。

(3) 仮執行宣言

3 第2事件

(1) 被告株式会社G i n z aは、原告福井直樹に対し、第3事件被告永海克也と連帯して、1000万円及びこれに対する平成22年5月1日から支払済

みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告株式会社G i n z aの負担とする。

(3) 仮執行宣言

4 第3事件

(1) 被告永海克也は、原告株式会社ミクル及び原告福井直樹に対し、本訴原告株式会社G i n z aと連帯して、それぞれ1000万円及びこれに対する平成23年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告永海克也の負担とする。

(3) 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件本訴について

本件本訴は、本訴原告（反訴被告・第2事件被告）株式会社G i n z a（以下「原告会社」という。）が、本诉被告（反訴原告・第3事件原告）株式会社ミクル（以下「被告会社」という。）の運営する「イースミカ」と題するインターネット上に開設された掲示板（以下「本件掲示板」という。）に原告会社の名誉を毀損する内容の投稿がされていたにもかかわらず、被告会社がこれを削除しないで放置した結果、6000万円の損害が生じた旨主張し、不法行為による損害賠償請求権に基づき上記損害の一部である3000万円及びこれに対する訴状送達の日（翌日）である平成21年5月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、民法723条に基づき、被告会社が運営している「マンションコミュニティ」と題する掲示板に存在している別紙削除請求投稿目録記載の各投稿の削除を求めた事案である。

2 本件反訴、第2事件、第3事件について

本件反訴、第2事件及び第3事件は、第3事件被告永海克也及び原告会社の従業員（以下、第3事件被告永海克也を「第3事件被告永海」といい、第3事

件被告永海及び原告会社の他の従業員を同社と併せて「原告会社等」という。)が被告会社の運営する本件掲示板に被告会社及び被告会社の代表取締役である第2事件・第3事件原告福井直樹(以下「第2事件等原告福井」といい、被告会社と第2事件等原告福井を併せて「被告会社ら」という。)の信用ないし名誉を毀損する投稿をしたり、本件掲示板の目的とは無関係の投稿を繰り返す行い、本件掲示板の運営業務を妨害するなどした結果、被告会社らにそれぞれ1000万円の損害が生じた旨主張し、民法709条、719条ないし715条による損害賠償請求権に基づき、それぞれ原告会社に対して1000万円及びこれに対する訴状送達の日(平成22年5月1日)の翌日である平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに(本件反訴及び第2事件)、上記投稿を行った第3事件被告永海に対しても民法709条に基づき、それぞれ1000万円及び訴状送達の日(平成23年2月17日)の翌日である平成23年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案(第3事件)である。

3 前提事実(当事者間に争いが無い、証拠等により容易に認められる事実。以下「本件前提事実等」という。)

(1) 当事者等

ア 原告会社等について

原告会社は、給水・排水設備、衛生設備の設計施工等を目的とする株式会社である(なお、原告会社は元々「ケーアールケー株式会社」という商号であったが、その後、平成20年9月1日に「リモード銀座株式会社」に商号変更し、さらに、平成21年10月21日に現在の商号へと商号変更を行ったものである。以下、「原告会社」という場合には、商号変更の前後を問わないものとする。)

第3事件被告永海は、原告会社の従業員である。

イ 被告会社らについて

被告会社は、情報提供サービスの企画、電子掲示板サービスの運営等の業務を行うことを目的とする株式会社であり、住宅のリフォームを検討している者同士がリフォームに関する情報を交換することを目的とした本件掲示板等の運営を行っていた。

第2事件等原告福井は、被告会社の代表取締役である。

(2) 本件掲示板に対する投稿について

本件掲示板には、別紙主張整理表1、同表2-1ないし2-12及び同表3の投稿日時欄の各年月日に、投稿内容欄記載の各投稿が行われた（なお、別紙主張整理表2-1ないし2-12及び同表3の各投稿は、投稿者名欄記載の各投稿者名で書き込まれたものである。以下、別紙主張整理表1記載の各投稿を「本訴関係投稿」と、同表2-1ないし2-12及び同表3の各投稿を「反訴等関係投稿」という。）。

(3) 原告会社に対する行政処分等

東京都は、平成17年7月12日付で、原告会社に対し特定商取引に関する法律第7条に基づく指示及び東京都消費生活条例第48条に基づく勧告を行った（以下、上記指示及び勧告を併せて「本件処分」という。）。

これに対し、原告会社は、本件処分の取消等を求めて、東京地方裁判所に訴訟を提起した（当庁平成17年（行ウ）第640号等）ものの、同請求は、平成20年3月14日付の判決においていずれも却下ないし棄却され、同判決は、平成22年12月24日の上告棄却決定及び上告不受理決定によって確定した（最高裁判所平成21年（行ツ）第205号等）。

(4) 本件掲示板の閉鎖等について

被告会社は、平成22年3月8日、本件掲示板のうち、原告会社に関連するスレッド（ある特定の話題、テーマに関する投稿の集まりのことを指す。以下同じ。）のうち、「リモート銀座の定額パックでリフォームされた方、いかがですか？」と題するスレッドについては閉鎖（投稿を禁止し、閲覧の

みを可能とする状態を指す。以下同じ。)し、他のスレッドについてはいずれも削除した。

そして、被告会社は、同年6月15日、上記の閉鎖されたスレッドを含む本件掲示板の全てのコンテンツを「マンションコミュニティ」と題するインターネット上の掲示板に移行し、本件掲示板のコンテンツを全て削除した。

4 争点

(本訴関係)

- (1) 本訴関係投稿が原告会社の名誉ないし信用を毀損するか否か (争点1)
- (2) 本訴関係投稿の削除義務の有無 (争点2)
- (3) 被告会社は原告会社の権利が侵害されていることを知っていたか、あるいは、知ることができたと認めるに足りる相当な理由が存在するか (争点3)
- (4) 本訴関係投稿が名誉ないし信用毀損の免責要件を満たすか否か (争点4)
- (5) 原告会社に生じた損害額 (争点5)

(反訴、第2事件及び第3事件関係)

- (6) 反訴等関係投稿を行ったのが原告会社等であるか否か (争点6)
- (7) 反訴等関係投稿の違法性の有無 (争点7)
- (8) 被告会社及び第2事件等原告福井に生じた損害額 (争点8)

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1 (本訴関係投稿が原告会社の名誉ないし信用を毀損するか否か)

(原告会社)

本訴関係投稿は、別紙主張整理表1の「原告会社の主張」欄に記載のとおり、原告会社の名誉ないし信用を毀損するものである。

(被告会社)

別紙主張整理表1の「被告会社の反論」欄に記載のとおり、本訴関係投稿の中には、明らかに原告会社の名誉ないし信用を毀損するとは言えないものが含まれており、原告の主張は理由がない。

(2) 争点2 (本訴関係投稿の削除義務の有無) について

(原告会社)

原告会社は被告会社に対して本訴関係投稿についてたびたび削除要求をしたにもかかわらず、被告会社はこれを無視し、本訴関係投稿を削除することなく放置したことなどにかんがみれば、被告会社は、原告会社に対し、本訴関係投稿を削除する作為義務を負っていると解すべきである。

(被告会社)

否認ないし争う。

(3) 争点3 (被告会社は情報の流通によって原告会社の権利が侵害されていることを知っていたか、あるいは、知ることができたと認めるに足りる相当な理由が存在するか否か)

(原告会社)

原告会社は、被告会社に対し、本訴関係投稿についての削除依頼を数回行っていたのだから、被告会社は情報の流通によって原告の権利が侵害されていることを知っていたか、少なくとも知ることができたと認めるに足りる相当の理由が存在することは明らかであり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)3条1項の要件を満たす。

(被告会社)

否認ないし争う。

原告会社からの削除依頼は、いずれも原告会社が削除依頼を行ったかどうか明らかでなかったり、削除を求める対象が明らかでなかったりするものであったことからすれば、原告会社からの削除依頼があったとしても、被告会社が情報の流通によって原告会社の権利が侵害されていることを知り、または知ることができたと認めるに足りる相当の理由は存在しない。

(4) 争点4 (本訴関係投稿が名誉ないし信用毀損の免責要件を満たすか否か)

(被告会社)

本訴関係投稿は、いずれも公共性の要件、真実性の要件、相当性の要件を満たすものであるから、いずれの投稿についても違法性が阻却され、当該投稿を削除しなかった被告会社が原告会社に対して不法行為責任を負うことにはならないし、別紙削除請求投稿目録記載の各投稿についても削除義務を負わない。

(原告会社)

争う。

本訴関係投稿については明らかに原告会社の名誉、信用を毀損する目的で書き込まれたものや、何らの根拠がなく書き込まれたものばかりであり、公共性の要件や真実性・相当性の要件を満たさないことは明らかである。

(5) 争点5 (原告会社に生じた損害額)

(原告会社)

被告会社が本訴関係投稿を放置した結果、原告会社には、契約解除による4000万円の財産的損害と、信用毀損による2000万円の無形損害の合計6000万円の損害が生じた。

(被告会社)

否認ないし争う。

原告会社に財産的損害が生じていたとしても、それは原告会社が本件処分を受けたことによって生じたものであるから、被告会社が本訴関係投稿を放置したことと上記損害との間に因果関係は存在しない。

(6) 争点6 (反訴等関係投稿を行ったのが原告会社等であるか否か)

(被告会社ら)

反訴等関係投稿を行ったのは、いずれも原告会社等であることは明らかである。なお、主張整理表2-12記載の各投稿は「朝岡」を名乗る第3事件被告永海ないし原告会社の従業員によって行われたものである。

(原告会社及び第3事件被告永海)

一部の投稿が第3事件被告永海及び原告会社の従業員である西川博文、大西によるものであることは認めるが、その余の投稿については否認する(別紙主張整理表2及び主張整理表3の「原告会社等の認否・反論」欄に「永海投稿」、「西川投稿」ないし「大西投稿」とあるのは、それぞれ永海、西川ないし大西が投稿したことを認めるものである。)

(7) 争点7 (反訴等関係投稿の違法性の有無)

(被告会社ら)

原告会社等による投稿は、①第三者への誹謗中傷、脅迫、②特定企業への誹謗中傷、脅迫、信用毀損、③他人になりすました投稿、④同一内容を繰り返して書き込む行為(以下「マルチポスト行為」という。)によって、本件掲示板の本来の機能を阻害し、被告会社の掲示板運営に支障を及ぼした。

また、⑤本件掲示板運営者への誹謗中傷、脅迫、⑥第2事件等原告福井に対する誹謗中傷、脅迫によって被告会社の社会的信用を毀損するとともに、第2事件等原告の名誉を毀損した。

そして、かかる投稿は、原告会社の営業部長である第3事件被告永海が先頭となって行ったものであることからすれば、原告会社の業務活動の一環として組織的に行われた行為であるというべきであって、原告会社自身について709条の不法行為責任が成立する。

また、反訴等関係投稿は、いずれも第3事件被告永海をはじめとする原告会社の従業員が原告会社の事業の執行について行ったものである以上、原告会社は反訴等関係投稿によって生じた損害について使用者責任を負う。

(原告会社及び第3事件被告永海)

否認ないし争う。

そもそも反訴等関係投稿のうち、第三者や被告会社らの信用、名誉を毀損するとはいえない投稿が存在する。

また、第三者や被告会社らの信用、名誉を毀損するとしても、原告会社等の投稿は、その投稿回数や頻度に照らしても、本件掲示板において行われた原告会社への誹謗中傷への反論権の行使の範囲内として許容されるべきものであり、違法性が阻却される。

(8) 争点 8 (被告会社等に生じた損害額)

(被告会社ら)

原告会社等の行為によって、被告会社及び第 2 事件等原告福井には、それぞれ 1000 万円の損害が生じた。

(原告会社及び第 3 事件被告永海)

否認ないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本訴関係投稿が原告の名誉ないし信用を毀損するか否か)

- (1) ある表現の意味内容が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、他方、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するといふべきであり(最高裁判所平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決・民集 5 1 卷 8 号 3804 頁, 同平成 16 年 7 月 15 日第一小法廷判決・民集 5 8 卷 5 号 1615 頁参照), また, 当該表現の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは, 当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきと解するのが相当である(最高裁判所昭和 31 年 7 月 20 日第二小法廷判決・民集 10 卷 8 号 1059 頁参照)。

そこで, かかる観点から本訴関係投稿について検討する(以下, 「番号」とは別紙主張整理表 1 の番号欄記載の各番号を指すものとする。)

- (2) 番号 1 の投稿は, 原告会社がケーアールケーという商号で活動をして

いた際に、東京都から勧告を受けた会社であるという事実を前提に、原告会社との契約には注意が必要であるという旨の論評を行ったものと認められ、同論評は、原告会社が法令に反する行為を行ったために勧告を受けた会社であることから、契約は慎重に行わなくてはならないかのような印象を与えるものであり、原告会社の社会的評価、信用を低下させるものと解するのが相当である。

- (3) 番号2の投稿は、番号1の投稿と同様、原告会社が以前に東京都から勧告を受けた会社であるという事実を前提に、原告会社との契約に際しては家族と相談する方が良いという旨の論評を行ったものと認められ、同論評は、原告会社が法令に反する行為を行ったために勧告を受けた会社であることから、契約は慎重に行わなくてはならないかのような印象を与えるものであり、原告会社の社会的評価、信用を低下させるものと解するのが相当である。
- (4) 番号3の投稿は、確かに、消費者センターに原告会社に対する苦情が117件があったことを摘示しているが、投稿全体としてみた場合には、むしろ、本件処分の適法性を争っていた原告会社を擁護する論評となっているのだから、同投稿によって原告の社会的評価が低下したとは認められない。
- (5) 番号4の投稿は、「ちょっと経営が心配ですが…」との記載があるものの、原告会社の経営状態に不安があるという具体的な事実を摘示したのではなく、また具体的な事実を前提に意見論評を表明したものでないから、一般の読者の普通の注意と読み方に照しても、直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。
- (6) 番号5及び6の投稿は、原告会社について何ら具体的な事実を摘示し、あるいは意見論評を表明したものではないから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、原告会社の社会的評価を低下させるものではない。

(7) 番号7の投稿は、原告会社の勧誘方法に問題があるという事実を明確に摘示したものではないが、同投稿が行われる以前に、本件掲示板では、上記番号1, 2のとおり、原告会社が訪問販売の会社であり東京都から本件処分を受けたことが摘示されている。

そうすると、本件掲示板を閲覧している一般の読者の普通の注意と読み方に照らせば、番号7の投稿は、原告会社が強引な勧誘を行っており、従業員から勧誘を受けたら最終的には契約を締結させられるという事実を摘示したものと解するのが相当である。そして、このような事実摘示が原告会社の社会的評価を低下させるものであることは明らかである。

(8) 番号8の投稿は、原告会社と契約をした消費者から東京都に対して相談が行われている事実及びその件数や内容を摘示することによって、原告会社が強引な勧誘等を行う会社であるかのような印象を与えるものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らせば、原告会社の社会的評価を低下させるものといえる。

(9) 番号9ないし11の各投稿は、原告会社ではなく、原告会社従業員に対して向けられたものであり、その内容も、原告会社に対して批判的な投稿について個別に反論していた原告会社の従業員に対して適切な対応策をアドバイスするものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。

(10) 番号12の投稿は、番号7の投稿と同様に、本件掲示板を閲覧している一般の読者の普通の注意と読み方に照らせば、原告会社の従業員が高齢者相手に強引な勧誘を行っている旨の事実を摘示したものであると解するのが相当であるから、原告会社の社会的評価を低下させたものと認められる。

(11) 番号13ないし16の投稿は、原告会社について何ら具体的な事実を

摘示し、あるいは意見論評を表明したものではないから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、原告会社の社会的評価を低下させるものではない。

なお、原告会社は、番号15の投稿について、原告会社の価格設定がよい加減であるという事実を摘示している旨主張するが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると同投稿は「プライス価格」という価格がどのような価格を指すものであるのかという疑問を呈しているにすぎず、原告が主張するような事実を摘示したものであると解することはできない。

- (12) 番号17の投稿は、投稿内容自体から誰に向けられた投稿であるのかが判然としない上、原告会社について具体的な事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものではないから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。
- (13) 番号18の投稿は、元々原告会社が訪問販売の会社であるかどうかを尋ねるに過ぎないから、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。
- (14) 番号19の投稿は、これまで本件掲示板に原告会社の従業員が投稿を行っていることを前提に感想を述べたものに過ぎず、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、原告会社が過剰な宣伝をしているとの印象を受けるものではないから、これによって原告会社の社会的評価が低下したとはいえない。
- (15) 番号20の投稿は、本件掲示板における原告会社の従業員を名乗る人物の対応等を前提として、原告会社との間で契約を締結したいと思わなくなったのは自分だけではないと思われる旨の意見を表明したものであると解されるが、このような意見表明は個人の感想に過ぎないものであり、これによって直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものである

とまでは認められない。

- (16) 番号 21 の投稿は、本件掲示板におけるそれまでのやりとりが怖いという意見を述べたにすぎず、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、同投稿によって原告会社が怖い会社であるという印象を与えるものではなく、直ちに原告会社の社会的評価を低下させる内容のものではない。
- (17) 番号 22 の投稿は、番号 15 の投稿と同様に、プライス価格がどのようなものであるかという疑問を呈するものであると同時に、直後の投稿（投稿者：さいたま支店 支店長小林澄江、投稿日時：3月21日11時）において、原告従業員と名乗る人物がプライス価格について説明していること（甲1の16）からしても、原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。
- (18) 番号 23 の投稿は、原告会社の従業員の言葉遣いが誤っている点を捉えて社会人としての能力に疑問を呈するものであって、このような意見ないし論評は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、直ちに原告会社の社会的評価が低下させるとは認められない。
- (19) 番号 24 の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、具体的にどのような事実を摘示したのか明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。
- (20) 番号 25 の投稿は、原告会社の提起した本件前提事実(3)の訴訟の判決の結果次第では原告会社の話を聞いてみたい旨の意見を表明するものであって、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとはとはいえない。
- (21) 番号 26 の投稿は、原告会社が株式上場を目指す理由が分からない旨の意見を表明するものであって、一般の読者の普通の注意と読み方に照らしても、上記意見が原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。

- (22) 番号27の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、原告会社について具体的にどのような事実を摘示したのか明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。
- (23) 番号28の投稿は、原告会社の業績や株式上場について疑問を表明するものであるが、具体的な事実を摘示するものではなく、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、これによって直ちに原告会社の社会的評価が低下するものであるとまでは認められない。
- (24) 番号29の投稿は、東京都生活文化局消費生活部取引指導課が原告会社を悪者のように扱っているとして、原告会社ではなく上記取引指導課を批判するものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、原告会社の社会的評価を低下させるものでないことは明らかである。
- (25) 番号30の投稿は、番号29の投稿の直後に投稿されたものであることからすると、原告会社が多くの人に対してリフォーム工事に関する不信感を抱かせたとする意見であるのか、原告会社を不当に処分した東京都が多くの人に対してリフォーム工事に関する不信感を抱かせたとする意見であるのかが明らかでなく、したがって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。
- (26) 番号31の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、具体的にどのような事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであるのかが明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。
- (27) 番号32の投稿は、同投稿の直前に行われた投稿を引用する形で、原告会社と契約した人物等の名称が記載された名簿を第三者に閲覧させるような事実があるのかどうかを確認しているに過ぎず、そのような事実があったと摘示しているものではないから、原告会社の社会的評価を直

ちに低下させるものとはいえない。

- (28) 番号33ないし36の投稿は、原告会社の従業員に対して向けられたものであり、これによって直ちに原告会社の社会的評価が低下したとまでは認められない。
- (29) 番号37の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、原告会社の部長が酔っぱらって投稿を行ったという事実を明示的に摘示したものではなく、そのような事実が存在したとした場合には原告会社の信用が低下するのではないかという旨の意見を表明したものであると解するのが相当であり、原告会社の社会的評価を直ちに低下させるものとは認められない。
- (30) 番号38及び39の投稿は、一般の読者の普通の読み方と注意に照らせば、原告会社に対して向けられた事実摘示ないし意見の表明ではないから、原告会社の社会的評価を低下させるものではない。
- (31) 番号40の投稿は、東京都の原告会社に対する本件処分に関する報道資料のURLを引用する形で投稿されたものであるところ、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすると、同投稿は、原告会社が本件処分を受けたという事実を摘示するものであり、それによって、原告会社が法令に違反した行為を行った会社であるとの印象を与えるから、同投稿は、原告会社の社会的評価を低下させると解するのが相当である。
- (32) 番号41の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、原告会社について具体的にどのような事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであるのかが明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。
- (33) 番号42の投稿は、「管理人はまともなんだよ」という投稿を引用した後、「当たり前だ。どこかの会社と一緒にしないでくださいね。」という形で行われたものである（甲1の32）。そして、同投稿の以前

には、原告会社についての投稿が行われていること、その中には、原告会社を非難する内容のものもあったことからすれば、本件掲示板を閲覧している一般の読者の普通の注意と読み方に照らせば、番号42の投稿は、原告会社が健全な会社ではない旨の事実を摘示したものであると解するのが相当であり、同投稿は、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

- (34) 番号43の投稿は、そもそも投稿者がリモード銀座株式会社を名乗っていることに加え、同投稿における「あなた達」が、投稿番号271番、272番、273番の各投稿者であることは明らかであるから、同投稿が原告会社の社会的評価を低下させるものではない。
- (35) 番号44の投稿は、原告会社の従業員の対応が過剰反応であり、逆効果になっている旨の意見を表明したものであると解されるが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、このような意見によって、原告会社の社会的評価が低下したとは認められない。
- (36) 番号45の投稿は、原告会社に向けられた事実摘示ないし意見論評ではなく、したがって、原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。
- (37) 番号46の投稿は一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、原告会社について具体的にどのような事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであるのかが明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。
- (38) 番号47の投稿は、東京都の本件処分に関する報道発表資料のURLを引用する形で、東京都から原告会社が処分を受けたことを前提に、原告会社がこれに怯えている旨の意見を表明したものであると解されるが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、同投稿は原告会社が本件処分を恐れているのは、本件処分の基礎となっている行為を原告会社が行っ

たためであるかのような印象を与えるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

- (39) 番号48の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、東京都を批判するものであって、原告を非難中傷するものではないことから、これによって原告の社会的評価が低下したとは認められない。
- (40) 番号49及び50の各投稿は、いずれも東京都の本件処分に関する報道発表資料のURLを引用しているところ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、上記各投稿は、東京都の本件処分に関する報道発表資料を引用する形で、原告会社が本件処分を受けたという事実を摘示したものと解するのが相当である。そして、このような事実摘示は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社が法令に違反した行為に及んだ会社であるかのような印象を与えるものであるから、上記各投稿は原告会社の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。
- (41) 番号51の投稿は、原告がいい加減な会社であり、いい加減な仕事しかしないという事実を摘示するものであり、同投稿が原告の社会的評価を低下させるものであることは明らかである。
- (42) 番号52の投稿は、原告会社が本件処分に関連し、東京都に対して改善措置を報告していないなどの事実を前提に、原告会社に対して業務停止命令が出される可能性があるという意見を表明するものであり、かかる意見は、原告会社が法令に基づき行われた処分に従わない会社であり、更なる処分も予想されるかのような印象を与えるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。
- (43) 番号53の投稿は、原告会社と契約すると後々何らかの紛争や問題が生じるおそれがある旨の事実を摘示するものであり、このような事実摘示は、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。
- (44) 番号54の投稿は、全体としては「検討していたけど、やめます。過去の

真偽は定かでなかったとしても、これだけ宗教的に全社員で盲目的に非常識な組織的行動をとる会社では、過去の都による勧告も、十分に信憑性が持てると確信しました。それだけで十分です。リフォームなんて何処でもできる訳だし。」というものであるところ（甲6の3）、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、同投稿は、同投稿を行った人物が原告会社との間でリフォーム契約を締結しないことにしたという意見を表明するとともに、原告会社の従業員を名乗る人物等の本件掲示板における対応を前提として、原告会社が宗教的、組織的に非常識な行動をとる会社である旨の意見を表明したものであると解される。そして、番号54の投稿を行った人物が原告会社との間で契約を締結しないことにした旨の意見によって直ちに原告会社の社会的評価が低下するとまでは認められないものの、原告会社が宗教的、組織的に非常識な行動をとる会社である旨の意見については、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

- (45) 番号55の投稿は、原告会社の対応に問題がある旨の意見を表明したものであると解されるどころ、このような意見表明によって原告会社の社会的評価が低下したとは直ちに認められない。
- (46) 番号56の投稿は、原告会社の従業員である第3事件被告永海に対する誹謗中傷であって、原告会社自身に向けられたものではないから、同投稿によって原告会社の社会的評価が低下したとは認められない。
- (47) 番号57の投稿は、原告会社が異常な会社であって倒産する可能性がある旨の意見を表明するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。
- (48) 番号58の投稿は、原告会社が確実に倒産するという事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の経営状態が危機的なものであるかのような印象を与えるから、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

なお、これに対し、被告会社は、同投稿は、原告会社の従業員等の個人に対して向けられたものであって、原告会社に対して向けられたものではない旨主張する。しかし、会社が倒産するという事実摘示は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、まさに会社自身に向けられたものであることは明らかであって、被告会社の主張は採用できない。

- (49) 番号59の投稿は、原告会社の従業員は問題のある人物ばかりであるという事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

これに対し、被告会社は、番号59の投稿は、原告会社の関係者に対する批判あるいは意見表明であって、原告会社の名誉を毀損するものではない旨主張するが、同投稿は、問題のある従業員ばかりであるとされた原告会社に対して向けられたものであることはそれ自体から明らかであることに加え、同投稿には「こんな実態を知ってリモードに仕事を頼む人間は今後はいないでしょう。信じられない低レベルの会社ですね。」とあること（甲6の6）からしても、同投稿は全体として原告会社に対して向けられたものであると解するのが相当であり、被告会社の上記主張を直ちに採用することはできない。

- (50) 番号60の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、投稿を行った原告会社の従業員に対して向けられたものであるとともに、番号59の投稿と同様に原告会社の従業員は能力が低い人物ばかりであるという事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

- (51) 番号61の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社が詐欺行為を行っている会社であるとの事実を摘示するものであり、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

- (52) 番号62の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、具体的にどのような事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであるのか

が明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない（なお、同投稿における「創*学*」とは、宗教法人である創価学会を指すものであると理解できなくもないが、仮にそのように理解できたとしても、原告会社と創価学会とが関係している事実を摘示したのみで原告会社の社会的評価が低下するものでないことは明らかであるから、いずれにしても同投稿は原告会社に対する名誉毀損には当たらない。）。

(53) 番号63の投稿は、全体としては「何人組員いるんだろ。失礼。何人社員いるんだろ。」などという内容のものであり（甲6の8）、本件掲示板の一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、単に原告会社を暴力団のように揶揄するにとどまらず、原告会社の従業員に問題がある人物が多いという印象を抱かせるものであり、原告会社の社会的評価を低下させるものである。

(54) 番号64の投稿は、原告会社に品位がないという事実や原告会社の能力が低い事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(55) 番号65の投稿は、全体としては「まあ部長とは言っても大企業のそれと違って不動産系の40歳程度でなれるそれだから仕方ないと言えばそうだが。それでも中学生レベル以下の異常。」などという内容のものであり（甲6の9）、同投稿は原告会社の従業員に向けられたものであって、原告会社に向けられたものではないことからすると、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

(56) 番号66の投稿は、原告会社が豊田商事の再来である旨の事実を摘示したものであるところ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社が強引な手法を用いて契約を締結し社会的な問題を引き起こした豊田商事（なお、豊田商事がいわゆる悪徳商法を用いたとして社会的な問題を引き

起こした団体であることは公知の事実である。)と同じような手法を用いて契約を締結しているかのような印象を与えるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

(57) 番号67の投稿は、原告会社の従業員に問題のある人物が多いとの事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

(58) 番号68の投稿は、原告が建設業許可を取り消されたという事実を摘示したのではなく、そのような事実があるかどうかを確認するに過ぎないものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、同投稿だけをもって、原告会社の社会的評価が低下したとは認められない。

(59) 番号69の投稿は、原告会社の新卒社員が0人であった原因が、契約のキャンセルの増加に伴い業績が下落したためであるという事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(60) 番号70の投稿も、番号68の投稿と同様に、原告が建設業許可を取り消されたという事実を摘示したのではなく、そのような事実があるかどうかを確認するに過ぎないものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、同投稿だけをもって、原告会社の社会的評価が低下したとは認められない。

(61) 番号71の投稿は、原告会社が建設業の許可をとったのが最近であるという事実を摘示するものであるが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、これによって直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。

(62) 番号72の投稿は、「消費者を欺く立派な犯罪行為ですね」という同投稿以前に行われた投稿の内容を引用する形で行われたものであり、全体としては「これは酷い！悪質な会社のように見える！よくぞ、ここまで言ってくれま

した！あなたファインプレーですよ！これ，十分営業妨害になります。逃げられませんよ。」と原告会社を支持する立場からの投稿である（甲４の６）のだから，一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても，同投稿が原告会社の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

(63) 番号７３の投稿は，原告会社ないしその従業員の言動が悪質であるという意見を表明したものであるのか，それ以外の人物の言動が悪質であるという意見を表明したものであるか判然とせず，一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても，直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(64) 番号７４及び７５の投稿は，いずれも原告会社のリフォーム工事に施工ミスがあったとの事実を摘示したものであり，一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると，原告会社のリフォーム工事に問題があるかのような印象を与えるものであるから，原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(65) 番号７６の投稿は，一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると，原告会社が積極的に違法な手法を用いて営業を行っているかのような印象を与えるものであるから，原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(66) 番号７７の投稿は，原告会社が締結したリフォーム工事契約の数が少ないとの事実を摘示するものであり，一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると，原告会社の業績が思わしくないかのような印象を与えるものであり，原告会社の社会的評価を低下させるものといえる。

(67) 番号７８の投稿は，全体として「ここはスペースに質問をする??本当にごまかし上手 消費者をバカにしているの??」などという内容のものであり（甲４の１０），一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると，原告会社が本件掲示板に投稿された原告会社に対する質問に回答しないという事実

を前提に、そのような原告会社の姿勢に対して疑問を呈する意見を表明したものに過ぎず、同投稿が直ちに原告会社の社会的評価を低下させるものとは認められない。

(68) 番号79の投稿は、原告会社に対する本件処分や本件掲示板への投稿を前提に、原告会社に対して出入りを許可しているマンションがあることが信じられないという意見を表明するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、同投稿は、原告会社に何らかの問題があるかのような印象を与えるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

(69) 番号80の投稿も、番号79の投稿と同様、原告会社に対する本件処分や本件掲示板への投稿を前提に、原告会社を掲載した雑誌社の面目がなくなっているのではないかという意見を表明するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、同投稿は、原告会社には問題があつて、雑誌に掲載するに値しない会社であるかのような印象を与えるものであるから、原告会社の社会的評価を低下させるものといえる。

(70) 番号81の投稿は、原告会社が人を騙した事実や原告会社の経営者に問題があるなどといった事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(71) 番号82の投稿は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、具体的にどのような事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであるのかが明らかではなく、したがって、これによって原告会社の社会的評価が低下したとも認められない。

(72) 番号83の投稿は、原告会社に対して本件処分が行われた事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社が法令に違反した会社であるかのような印象を与えるものであるから、原告会

社の社会的評価を低下させるものといえる。

(73) 番号84の投稿は、原告会社が詐欺行為に及んでいるとの事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告会社の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(74) 番号85の投稿は、原告会社が違法行為をした会社であるという事実を隠ぺいするために、社名を変更したという事実を摘示したのではなく、そのような事実があるかどうかを確認するに過ぎないものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、同投稿だけをもって、原告会社の社会的評価が低下したとは認められない。

(75) 番号86の投稿は、原告会社に対して向けられたものではなく、同投稿で引用されている380番の投稿を行った者に対するものであることからすると、同投稿が原告会社の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(76) 小括

以上によれば、番号1, 2, 7, 8, 12, 40, 42, 47, 49ないし54, 57ないし61, 63, 64, 66, 67, 69, 74ないし77, 79ないし81, 83及び84の各投稿は、原告会社の社会的評価を低下させる事実摘示ないし意見論評が行われたものであると認められる(以下、上記各投稿を併せて「本訴名誉毀損投稿」という。)

他方、その余の投稿については、原告会社の社会的評価を低下させるものではないから、その余の点について検討するまでもなく、それらの投稿を原因とする原告会社の損害賠償請求には理由がない。

2 争点2 (本訴関係投稿の削除義務の有無) について

弁論の全趣旨によれば、本件掲示板に投稿された投稿について削除を請求する場合、まず削除請求をする者が被告会社に対して削除依頼を行い、これに対して被告会社が請求のあった投稿が被告会社の定める投稿削除基準に該当する

か否かを判断した上で、該当すると判断されたものは削除されるという手順になっていること、すなわち、本件掲示板の運営者である被告会社だけが本件掲示板に投稿された投稿を削除することができることが認められる。そして、本件掲示板のようなインターネット上に開設された掲示板に投稿された情報は不特定多数の者が閲覧可能な状態となり、そのような情報によって権利を侵害される者の被害は、通常の名誉毀損の場合に比べて拡大していくおそれを否定することができないのであるから、そのような掲示板を開設した者は、違法な投稿が行われた場合、そのような投稿を削除すべき条理上の作為義務を負うと解するのが相当である（なお、このように解すると、被告会社のようにインターネット上に掲示板を設置した者に過大な義務を負わせることになりかねないようにも思われるが、このような場合、法3条1項によって責任を負う範囲が明確化され、かつ、限定されているのであるから、このように解しても掲示板設置者に対して直ちに過大な義務を負わせることにはならないというべきである。）。

したがって、本件においても、被告会社は、本訴名誉毀損投稿のうち、違法性が認められる投稿については、それを直ちに削除しなければならないという作為義務を負うというべきである。

3 争点3（被告会社は情報の流通によって原告会社の権利が侵害されていることを知っていたか、あるいは、知ることができたと認めるに足りる相当な理由が存在するか否か）について

(1) 上記2のとおり、被告会社は本訴名誉毀損投稿のうち、違法性が認められる投稿については、削除義務を負うと解すべきであるが、被告会社は法2条3号における「特定電気通信役務提供者」に該当することから（弁論の全趣旨）、被告会社が上記削除義務を怠った結果、原告会社に対して損害賠償責任を負うには、法3条1項の要件、すなわち、①当該情報の流通を認識していたこと、②当該情報によって原告会社の権利が侵害されていることを知り、

または、知ることができたと認めるに足りる相当な理由が存在したという要件が満たされなくてはならない。

- (2) そこで、①被告会社が当該情報の流通を認識していたか否かについて検討すると、弁論の全趣旨によれば、本訴名誉毀損投稿のうち、番号1, 2, 7, 8, 12, 40, 42, 47, 49及び50の各投稿については原告会社の訴状において、番号66, 67, 69, 74ないし77, 79ないし81, 83, 84の各投稿については平成21年9月14日付準備書面において、番号51ないし54, 57ないし61, 63, 64の各投稿については平成21年11月2日付準備書面において、それぞれ原告会社から各投稿を特定した上で違法性に関する主張がされた。

そして、訴状については平成21年5月19日に送達され、平成21年9月14日付準備書面及び同年11月2日付準備書面については、それぞれ同日に被告会社訴訟代理人に交付されているのだから、被告会社は遅くとも同日ころには、原告会社の主張する本訴名誉毀損投稿が本件掲示板に存在することを知ったものといえ、本件掲示板に本訴名誉毀損投稿が行われたことを認識していなかった旨の被告会社の主張は採用できない。

- (3) 次に、②当該情報によって原告会社の権利が侵害されていることを知り、または、知ることができたと認めるに足りる相当な理由が存在したか否かについて検討すると、本訴名誉毀損投稿のうち、侮蔑的な表現を用いるなどして、それ自身が明らかに原告会社を誹謗中傷しているといえる番号42, 54, 57ないし61, 63, 64の各投稿については、少なくともこれらの投稿が原告会社の権利を侵害していることを知ることができたと認めるに足りる相当な理由があると認められ、他に同認定を覆すに足りる証拠はない。

他方、その余の本訴名誉毀損投稿のうち、原告会社に対して本件処分が行われたことや本件処分の根拠となった行為を原告会社が行ったことを前提として行われた番号1, 2, 7, 8, 12, 40, 47, 49ないし53, 6

6, 67, 76, 79ないし81, 83及び84の各投稿については, 原告会社に対する本件処分の根拠となった行為の有無やそれを前提とした本件処分の適法性等を, 番号69及び77の各投稿については原告会社の業績を, 番号74及び75の各投稿については, 原告会社の行ったリフォーム工事において, 同投稿が指摘するような施工ミスがあったのかどうかをそれぞれ被告会社が調査しなければ, 各投稿の違法性について被告会社が判断することはできなかつたものである。

そうすると, 本訴名誉毀損投稿のうち, 番号1, 2, 7, 8, 12, 40, 49ないし53, 66, 67, 69, 74ないし77, 79ないし81, 83及び84については, 同投稿が原告会社の権利を侵害していることを被告会社が知り, または知ることができたと認めるに足りる相当の理由があつたと認めることはできず, 他にこれを認めるに足りる証拠もない。

- (4) 以上によれば, 本訴名誉毀損投稿のうち, 番号42, 54, 57ないし61, 63, 64の各投稿については, 被告会社が情報の流通によって原告会社の権利が侵害されていることを知っていたと認めるに足りる相当な理由が存在する。

他方, その余の投稿については, そのような相当な理由が存在しないから, その余の点について検討するまでもなく, これらの投稿を削除せずに放置したことを理由とする損害賠償請求には理由がない。

4 争点4 (本訴関係投稿が名誉ないし信用毀損の免責要件を満たすか否か)

- (1) 争点2及び争点3で検討したとおり, 本訴名誉毀損投稿のうち, 番号42, 54, 57ないし61, 63, 64の各投稿については, 同投稿について違法性が認められれば, これを削除しなかつた被告会社の行為は, 原告会社に対する不法行為を構成することになる。

また, 現時点で「マンションコミュニティ」上に存在している別紙削除請求投稿目録記載の各投稿についても, 同様に, 各投稿について違法性が認め

られれば、被告会社はこれを削除しなければならない義務を負うところ、争点1で検討したとおり、別紙削除請求投稿目録記載の1, 2, 4及び11(別紙主張整理表1の番号1, 2, 8及び40にそれぞれ対応)については、原告会社の社会的評価を低下させるものと認められる。

ここで、被告会社は、上記各投稿については、違法性が阻却される旨主張しているところ、事実の摘示がある人物の社会的評価を低下させるものであるとしても、当該行為が公共の利害に関する事実にかかり専ら公益を図る目的に出た場合には(以下「公益性の要件」という。)、摘示事実の重要部分が真実であることが証明されたとき(以下「真実性の要件」という。)は、同行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、同事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとき(以下「相当性の要件」という。)には、同行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である(最高裁判所昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁, 同昭和58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照)。

また、公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、表現の自由の行使として尊重されるべきものであるから、当該論評によって、ある人物の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである(最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号252頁参照)。

- (2) かかる観点から、本訴名誉毀損投稿について検討すると、別紙主張整理表1の番号42, 54, 57ないし61, 63, 64の各投稿は、いずれも上

記3(3)で検討したとおり、侮蔑的な表現を用いて、原告会社を誹謗中傷するものであることからすれば、これらの投稿が専ら公益を図る目的に出たものと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

したがって、上記各投稿は、公共性の要件を満たすものではないから、上記各投稿について、名誉毀損の免責要件を満たすという被告会社の主張は採用できない。

他方、本訴名誉毀損投稿のうち、別紙主張整理表1の番号1、2、8及び40の各投稿は、いずれも原告会社に対して本件処分が行われたこと及び本件処分の理由として原告会社と契約を締結した者との間にトラブルが存在したことを主要な事実とするところ、このような事実摘示が公共性の要件を満たすものであることは明らかである。

そして、本件前提事実によれば、これらの事実についてはいずれも真実性の要件を満たすものであることが認められ(本件前提事実(3))、他に同認定を覆すに足りる証拠もない。

したがって、本訴名誉毀損投稿のうち、別紙主張整理表1の番号1、2、8及び40の各投稿(別紙削除請求投稿目録における1、2、4及び11の各投稿)については、違法性が阻却されるとするのが相当であり、これらの発言について削除を求める原告会社の請求については、その余の点について検討するまでもなく理由がない(なお、別紙削除請求投稿目録におけるその余の各投稿については、上記のとおり、そもそも名誉毀損投稿には当たらないから、同投稿に係る発言について削除を求める原告会社の請求も理由がなく、結局原告会社の本件削除請求は全体として理由がない。)。

5 争点5 (原告会社に生じた損害額) について

以上のとおり、本訴関係投稿のうち、番号42、54、57ないし61、63、64の投稿については、いずれも原告会社の権利を侵害する違法な投稿であるところ、被告会社が、平成21年11月2日にこれらの違法な投稿が行わ

れていることを知ったにもかかわらず、これを削除することなく平成22年3月8日まで放置した行為は、不法行為を構成する。

そして、上記各投稿は、いずれも何ら具体的な根拠を示すことなく事実を摘示し、あるいは、意見を表明したものであり、原告会社に対する誹謗中傷の域に至っていること、本件掲示板を利用するのは主にリフォーム等の施工を検討している者であり（本件前提事実(1)）、そのような者が原告会社の社会的評価を低下させる上記各投稿を閲覧できる状態となっていたことは、リフォーム工事を目的とする原告会社に少なからぬ影響を与えたものと推認されること、他方で、不法行為を構成する投稿の数は合計で9個と多数に及ぶものではないこと、これらの投稿は平成22年3月8日には削除されたこと（本件前提事実(4)）、上記各投稿について被告会社らが積極的に関与した事実が認められないことなど、本件に現れた一切の事情を総合的に考慮すれば、原告会社に生じた損害は、合計で10万円と評価するのが相当である。

6 本訴請求に関する小括

以上によれば、原告会社の被告会社に対する請求は、10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年5月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求についてはいずれも理由がない。

7 争点6（反訴等関係投稿を行ったのが原告会社等であるか否か）について

(1) 別紙主張整理表2-1（発信元根拠「永海ドコモa」）。以下発信元根拠を略称して表示する。）、2-2（永海ドコモb）、2-3（永海ドコモc）、2-5（永海イーモバイル）、2-9（西川ドコモ）、2-11（大西au）及び2-12（朝岡ドコモ）の各投稿について

ア 証拠（乙7、8、証人山本）及び弁論の全趣旨によれば、別紙主張整理表2-1、2-2、2-3、2-5及び2-12の各投稿については第3事件被告永海の、2-9の各投稿については原告会社従業員である西川の、

2-11の各投稿については原告会社従業員である大西の各投稿であると認められる（なお、別紙主張整理表3記載の投稿は、いずれも別紙主張整理表2記載の各投稿から、第2事件等原告福井に対する名誉毀損等を構成すると同原告が主張する投稿を抜粋したものであるから、以下、特に明記しない限りは、別紙主張整理表2記載の各投稿中、別紙主張整理表3に記載されている投稿と同一の投稿は、同一人物が行ったものと認められる。）。

イ これに対し、原告会社等は、別紙主張整理表2及び3の「原告会社等の認否・反論」欄記載のとおり、一部の投稿については、第3事件被告永海らが投稿を行ったことは認めているものの、その余の投稿については、第3事件被告永海らが行ったものではない旨主張し、第3事件被告永海もこれに沿う供述をしている（なお、別紙主張整理表2-5については、同表記載の各投稿を第3事件被告永海が行ったことについて当事者間に争いはない。）。

しかし、別紙主張整理表2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 2-9, 2-11及び2-12の各投稿については、それぞれの主張整理表記載の投稿が行われた際に記録された携帯電話の契約者固有ID（株式会社NTTドコモの携帯電話における「iモードID」、KDDI株式会社の携帯電話における「EZ番号」を指すものとする。以下同じ。）が同一であることが認められる（乙8, 証人山本。なお、原告会社等は、証人山本作成に係る「全発信元アドレス発言ログ一覧」（乙8）の信用性に疑問を呈しているものの、同表の信用性に疑問を差し挟む的確な証拠はなく、原告会社の主張は採用できない。）。そして、携帯電話の契約者固有IDは、各契約者毎に割り当てられるものであって、解約等をしない限り、携帯電話の機種変更によっては変更されないこと（乙12, 13, 平成23年7月27日付調査嘱託に対する株式会社NTTドコモ及び株式会社KDDI作成の各回答書）及び株式会社NTTドコモの携帯電話における契約者固有IDは再利

用されないことからすれば(乙12), 株式会社NTTドコモの契約者固有IDが記録されており, かつ, その一部の投稿について自白が成立している別紙主張整理表2-1, 2-2, 2-3及び2-12の各投稿は第3事件被告永海が, 2-9の各投稿は原告会社従業員である西川がそれぞれ行ったものであると認められ, これに反する第3事件被告永海の供述を直ちに採用することはできず, 他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。

また, 株式会社KDDIの携帯電話においては, 同社の契約者固有IDが再利用されるものであるかどうかは明らかでないものの, 仮に同社の契約者固有IDが再利用されるとしても, 大西によって投稿が行われた平成21年3月7日(別紙主張整理表2-11の番号1参照)から5か月の間に, 大西が株式会社KDDIとの契約を解約し, その後に大西に付与された契約者固有IDが全く無関係の第三者に付与され, 当該第三者が本件掲示板において, 原告会社に親和的な内容の投稿を行うという可能性は極めて低いことにかんがみれば, 株式会社KDDIの契約者固有IDが記録されており, その一部の投稿について自白が成立している別紙主張整理表2-11の各投稿も, 原告会社の従業員である大西が行ったものであると認められ, 他に同認定を覆すに足りる証拠はない。

- (2) 別紙主張整理表2-4(永海ヤフー携帯), 2-6(永海パソコンa), 2-7(永海パソコンb), 2-8(永海本社)の各投稿について

ア 証拠(乙7, 8, 証人山本)及び弁論の全趣旨によれば, 別紙主張整理表2-4, 2-6, 2-7, 2-8の各投稿は第3事件被告永海が投稿したものであると認められる。

イ これに対し, 原告会社等は, 別紙主張整理表2及び3の「原告会社等の認否・反論」欄記載のとおり, 一部の投稿については, 第3事件被告永海が投稿を行ったことは認めているものの, その余の投稿については, 第3事件被告永海が行ったものではない旨主張し, 第3事件被告永海もこれに

沿う供述をしている。

また、証拠（乙9～11、平成23年7月27日付調査嘱託に対するリコーテクノシステムズ株式会社及びイー・アクセス株式会社の各回答書）によれば、各投稿を行った際に記録されたIPアドレスないしホスト名が同一であったとしても、直ちにそれらの投稿が同一の端末によって行われたものとは限らないことが認められる。

しかし、別紙主張整理表2-4、2-6、2-7、2-8の各投稿において、IPアドレスないしホスト名が同一であっても、同一の端末からの投稿でないといえる可能性がどの程度のものであるのかについて、これを窺わせる証拠はない。

また、別紙主張整理表2-4、2-6、2-7、2-8の各投稿は、主に、本件掲示板の管理者である被告会社らに対するもの、「スペースアップ」という名称でリフォーム工事等を目的としている訴外株式会社CONY JAPAN並びに同社の代表者である訴外小西正行（以下、両者を併せて「小西ら」という。）等同社の関係者に対するもの及び訴外株式会社OKUTA（オクタ）並びに同社の代表者である奥田勇（以下、両者を併せて「奥田ら」という。）等同社の関係者に対するものであって、いずれも内容的に共通していること、各投稿が行われた日時が接近しているものがあることが認められる。

これらの事実を総合すれば、上記各投稿は同一の端末から行われたものであると推認され、各投稿を行った際に記録されたIPアドレスないしホスト名が同一であったとしても、直ちにそれらの投稿が同一の端末によるものとは限らないといえるとしても、この点は上記推認を覆すに足りず、他に上記推認を覆すに足りる証拠もない。したがって、上記認定に反する第3事件被告永海の供述を直ちに採用することはできない。

(3) 別紙主張整理表2-10（大西本社）の各投稿について

別紙主張整理表 2-10 の各投稿について、被告会社らは、同投稿は、原告会社の従業員である大西ないし他の従業員が行ったものである旨主張するが、別紙主張整理表 2-10 の各投稿について、原告会社はいずれの投稿も大西ないし他の従業員が行ったものであることを否認している。そして、本件において、別紙主張整理表 2-10 の各投稿が大西ないし原告会社の他の従業員によって書き込まれたことを認めるに足りる具体的な証拠はない。

したがって、別紙主張整理表 2-10 の各投稿について、大西ないし原告会社の他の従業員が行ったことを認めることはできない。

(4) 小括

以上によれば、別紙主張整理表 2-10 を除く別紙主張整理表 2 記載の反訴等関係投稿及び別紙主張整理表 3 の反訴等関係投稿は、いずれも第 3 事件被告永海ないし原告会社の従業員である大西、西川が行ったものであり、争点 6 に関する被告会社らの主張も、上記の限度で理由がある（以下、第 3 事件被告永海ないし原告会社の従業員である大西が別紙主張整理表 2-10 を除く別紙主張整理表 2 及び別紙主張整理表 3 記載の各投稿を行ったことを「永海ら投稿行為」という。）。

なお、被告会社らは、第 18 回口頭弁論期日において、反訴等関係投稿以外にも、原告会社等による違法な投稿が行われた旨主張した。しかし、第 18 回口頭弁論期日は、証人尋問、当事者尋問が終了した段階の期日であり、同期日においては最終準備書面の陳述と弁論終結が予定されていたものである。そのような期日において、これまで主張していなかった投稿についても原告会社等によって行われたものであるとの主張を許した場合、それに対する原告会社等の認否反論にさらに時間を要することは明らかである。

そして、被告会社らは、各投稿が原告会社等によって行われたものであることを立証するために乙第 8 号証の「全発信元アドレス発言ログ一覧」を平成 22 年 8 月 30 日の第 10 回弁論期日において提出しており、この時点で

上記主張を行うことは可能であったものといえる。

そうすると、第18回口頭弁論期日で行われた被告会社らの上記主張は、少なくとも重大な過失により時機に後れて提出された攻撃防御方法であり、これによって訴訟の完結を遅延させることは明らかであるといえるから、同主張については時機に後れた攻撃防御方法として却下するのが相当である。

8 争点7（反訴等関係投稿の違法性の有無）について

(1) 被告会社との関係での違法性の有無について

ア インターネット上に開設された掲示板は、通常、特定の目的や話題について参加者が情報を交換し、あるいは、議論することを主たる目的とするものである。そうすると、当該掲示板で取り扱われている以外の事項に関する投稿が行われれば、当該掲示板において予想されていた情報交換や議論に支障が及ぶことになり、また、当該掲示板の管理者はそのような無関係な投稿について対応を迫られることになってしまう。

このような観点からすれば、インターネット上の掲示板に当該掲示板の目的とされている以外の事項を投稿する行為は、当該掲示板における業務を妨害するものとして不法行為を構成しうると解すべきである。

しかし、他方で、一度でも掲示板と無関係な事項等を投稿すれば、直ちに不法行為に該当するというのは、表現の自由を過度に萎縮させかねないことにかんがみると適当とまではいえない。

そこで、ある投稿行為がインターネット上の掲示板の業務を妨害したもものとして不法行為に該当するか否かについては、当該掲示板の目的、性質や各投稿の内容や態様を考慮し、社会通念上受忍限度を逸脱した投稿行為であるか否かという観点から決するのが相当であると解する。

イ かかる観点から永海ら投稿行為の違法性について検討すると、本件掲示板の目的は、住宅のリフォームを考えている者同士がリフォームに関する情報を交換することである（本件前提事実(1)イ）。

そして、証拠（乙8）によれば、第3事件被告永海の投稿した内容は、平成21年3月から同年11月にかけて、本件掲示板において原告会社に対して批判的な投稿を行っているのが松山なる人物である旨を指摘し、同人に対する誹謗中傷を内容とする投稿や小西ら及び奥田らに対する誹謗中傷を内容とする投稿、被告会社らに対する誹謗中傷等を主たる内容とする投稿であること、その回数も被告会社の主張によるものだけでも合計で198回にも及ぶこと、その中には短時間に多数回連続的に投稿されたものも存在することがそれぞれ認められる。

以上によれば、永海ら投稿行為のうち、第3事件被告永海の投稿行為は、本件掲示板の目的とかけ離れた投稿を継続的に繰り返したものであって、社会通念上受忍限度を逸脱したものであるから、全体として、被告会社の業務を妨害する行為として全体として1個の不法行為を構成すると解するのが相当である。

また、永海ら投稿行為のうち、西川の投稿行為も平成21年4月から7月までの間に、上記第3事件被告永海と同様に、本件掲示板の目的とかけ離れた投稿を合計で34回も行ったものであり、その内容や態様に照らせば、社会通念上受忍限度を逸脱したものであるから、西川の投稿行為も全体として、被告会社の業務を妨害する行為として全体として1個の不法行為を構成すると解するのが相当である。

ウ これに対し、大西の本件投稿行為については、本件掲示板の目的に沿わない内容の投稿も存在しているものの、投稿行為自体が平成21年3月7日、4月13日及び8月8日にそれぞれ1回ずつ行われたに過ぎないものであるから、社会通念上受忍限度を逸脱したとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠もないから、大西の本件投稿行為が不法行為に該当する旨の被告会社の主張は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

(2) 第2事件等原告福井との関係での違法性の有無について

ア 上記7で認定したとおり、別紙主張整理表3に記載の各投稿は、いずれも第3事件被告永海及び西川によって行われたものであると認められる。そこで、以下、別紙主張整理表3の各投稿が第2事件等原告福井との関係で違法な投稿であるか否かについて検討する（以下、この項において、「番号」とは、別紙主張整理表3の番号欄記載の番号を指すものとする。）。

イ(ア) 番号1及び番号2の各投稿は、本件掲示板の管理者である第2事件等原告福井が他人を騙って自ら本件掲示板に投稿を行い、原告会社に批判的な投稿を行っているとの事実を摘示するものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、第2事件等原告福井が本件掲示板の管理者であるにもかかわらず、特定の者を誹謗中傷しているかのような印象を与えるものであるから、第2事件原告等福井の社会的評価を低下させるものといえる。

イ(イ) 番号3の投稿は、第2事件等原告福井に対し、同人の本件掲示板の管理が悪いという論評を行うものであり、社会的評価を低下させるものといえる。

イ(ウ) 番号4ないし番号9の各投稿は、いずれも「えらい目にあわせる」、「覚悟できてるだろうな」、「殺人に発展するんじゃないか」などと、第2事件等原告福井に対して、加害の意図を窺わせる言辞を用いるものであり、第2事件等原告福井に対する脅迫行為に該当する。

イ(エ) 番号10の投稿は、第2事件等原告福井に対して捜査当局が捜査を行っている旨の事実を摘示したものであり、このような事実摘示によって、第2事件等原告福井が犯罪行為に関与しているかのような印象を与えるものであるから、同人の社会的評価を低下させるものといえる。

イ(オ) 番号11の投稿は、第2事件等原告福井に対して、同人の責任が何億円にも及ぶ旨告知するものであり、同人に対する脅迫行為に該当する。

- (カ) 番号12及び13の各投稿は、第2事件等原告福井が卑怯者であることや臆病者であるとして、同人を誹謗中傷するものであり、同人の社会的評価を低下させるものといえる。
- (キ) 番号14ないし18の各投稿は、本件掲示板に投稿された原告会社に対する投稿を削除しなければ、殺人事件に発展する可能性がある旨を告知するものであり、第2事件等原告福井に対する脅迫行為にあたる。
- (ク) 番号19の投稿について、第2事件等原告福井は、同人に対する誹謗中傷である旨主張するが、この投稿内容だけでは、直ちに同人に対する誹謗中傷とまでは認められない。
- (ケ) 番号20の投稿は、第2事件等原告福井が自らの裁判で不利になりそうな投稿だけを削除しているとの事実を摘示し、これによって、同人が裁判で有利になるためには手段を選ばない人物であるかのような印象を与えるものであるから、同人の社会的評価を低下させるものといえる。
- (コ) 番号21の投稿は、第2事件等原告福井が本件掲示板において自作自演行為に及んでいる旨の事実を摘示するとともに、「痛い目に遭う」旨を告知するものであるから、同人の社会的評価を低下させるとともに、脅迫行為にあたるものといえる。
- (サ) 番号22の投稿も、第2事件等原告福井が他人を騙って自ら本件掲示板に投稿していたとの事実を摘示するものであり、第2事件等原告福井が本件掲示板の管理者であるにもかかわらず、特定の者を誹謗中傷しているかのような印象を与えるものであるから、第2事件原告等福井の社会的評価を低下させるものといえる。
- (シ) 番号23の投稿は、番号20の投稿と同様に、第2事件等原告福井が裁判で有利になるために卑怯な手を使っている旨の事実を摘示し、これによって、同人が裁判で有利になるためには手段を選ばない人物であるかのような印象を与えるものであるから、同人の社会的評価を低下させ

るものといえる。

(ヌ) 番号24の投稿は、本件掲示板にはリフォーム業者しか投稿していない旨の事実を摘示するものであり、住宅のリフォームを検討している者同士がリフォームに関する情報を交換することを目的とする本件掲示板にもかかわらず、実際にはリフォーム業者しか投稿していないかのような印象を与えるものであるが、このような投稿が第2事件等原告福井個人の社会的評価を低下させるものとはいえないから、この投稿内容だけでは、直ちに第2事件等原告福井に対する誹謗中傷には該当しない。

(セ) 番号25ないし27の各投稿は、いずれも第2事件等原告福井を「悪」、「ずるい人」、「やばい」、「おかしな奴」などというものであるから、これらの各投稿が第2事件等原告福井に対する誹謗中傷に該当することは明らかである。

ウ 以上によれば、別紙主張整理表3の各投稿のうち、番号19及び24の投稿を除く各投稿は、第2事件等原告福井に対する名誉毀損、誹謗中傷ないし脅迫行為に該当するものであるから違法である。

(3) 以上に対し、原告会社等は、永海ら投稿行為は、いずれも反論権を行使した結果であるから、本件投稿行為の違法性は阻却されるべきである旨主張する。

しかし、原告会社の主張する反論権とは、あくまでも原告会社に対して誹謗中傷等の違法な投稿を行った者に対して、原告会社が反論を行う際に、それらの者に対して違法な投稿を行ってしまった場合には違法性が阻却されるべきであるというものであると解されるところ、永海ら投稿行為の中心を占める松山、小西ら及び奥田らを誹謗中傷する投稿については、原告会社等を誹謗中傷する内容の投稿を松山、小西ら及び奥田らが行ったと認めるに足りる証拠がないのであるから、永海ら投稿行為が同人らに対する反論という前提を欠いているものと言わざるを得ない。

また、第2事件等原告福井に対する投稿については、本訴請求に関する判断において触れたとおり、本件掲示板において、本訴請求に係る投稿が一部削除されないまま放置されていたという問題点はあるものの、第2事件等原告福井が原告会社に対してそれらの投稿を行ったことを認めるに足りる証拠はないのだから、やはり永海ら投稿行為が第2事件等原告福井に対する反論権の行使であるという原告会社の主張はその前提を欠き、主張自体失当である。

(4) 使用者責任の有無について

以上のとおり、永海ら投稿行為は、被告会社の業務を妨害するという点及び第2事件等福井の名誉を毀損し、あるいは、誹謗中傷するとともに、同人を脅迫するものであるという点において不法行為に該当する。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、永海ら投稿行為は、主に原告会社を誹謗中傷する投稿を行った者が松山なる人物、小西らないし奥田らによるものであるとの考えに基づき、同人らに対して、原告会社を誹謗中傷する投稿を中止するように求める内容の投稿や逆に同人らを誹謗中傷する投稿を行うとともに、原告会社を誹謗中傷する投稿を削除しない第2事件等原告福井を誹謗中傷し、あるいは、原告会社を誹謗中傷する投稿を削除するように脅迫するものであって、結局は、本件掲示板において行われた原告会社に対する誹謗中傷行為を中止させるため、あるいは、原告会社の名誉、信用を回復するために行われたものと認めることができる。

したがって、永海ら投稿行為は、原告会社の事業の執行と密接に関連する行為にあたり、原告会社は第3事件被告永海及び西川の投稿行為について使用者責任を負うものというべきである。

(5) 小括

以上によれば、第3事件被告永海及び西川の投稿行為は被告会社らに対する不法行為に該当し、かつ、原告会社は同不法行為について使用者責任を負

う。

なお、被告会社らは、本件反訴等関係投稿が原告会社の組織的な行為である旨主張するが、同事実を認めるに足りる具体的な証拠はないことからすれば、被告会社らの上記主張を直ちに採用することはできない。

9 争点8（被告会社らに生じた損害額）について

(1) 被告会社に生じた損害額について

上記のとおり、永海ら投稿行為は、約9か月間にわたって200回近く行われた悪質かつ執拗なものであり、その内容も本件掲示板の目的とはかけ離れたものが大半を占めること、このように本件掲示板の目的とかけ離れた投稿が多数回行われると、本件掲示板の本来の目的であるリフォーム工事に関する情報交換が阻害されてしまい、結果として本件掲示板を訪問する人数も減少しかねず、それによって被告会社の収入源である広告収入も減少するおそれがあることが認められる（乙7、証人山本、第2事件等原告福井）。

これに加えて、被告会社は、永海ら投稿行為によって、本件掲示板が閉鎖に追い込まれたこと（本件前提事実(4)）から、本件掲示板の開発費用等のうち合計78万6500円が無駄になったとして、これについても永海ら投稿行為と因果関係のある損害である旨主張する。本件掲示板の開発費用等は、あくまでも本件掲示板の開発の対価として支払われたものであるのだから、永海ら投稿行為によって本件掲示板を閉鎖せざるを得なかったとしても、その費用が全て永海ら投稿行為と因果関係のある損害になるものではないが、上記開発費用等の支出による投資効果が一部損なわれたことは、損害額算定の上で考慮されるべきである。

また、被告会社は、永海ら投稿行為に対応するために、新たに採用した従業員の人件費として372万4100円を負担したのだから、これも損害に含まれる旨主張し、証拠（乙29ないし33）によれば、本件掲示板の投稿を管理している訴外株式会社eマンション（以下「eマンション」という。）

が永海ら投稿行為のために人件費として上記金額を支出し、被告会社がその全額を負担したことが認められる。

この点に関しても、上記新採用の従業員は被告会社の正社員として採用されており（証人山本）、同従業員の業務が本件掲示板の監視に限定されていたとの証拠はなく、同掲示板が閉鎖された後も退職することなく被告会社の他の業務に従事していること（証人山本）に照らせば、eマンションの支出した人件費の全てが永海ら投稿行為に対応するために支出されたことを認めるには足りないが、その人件費の一部は、損害額の算定において斟酌する必要がある。

他方で、本件掲示板が最終的に閉鎖に追い込まれたのは、被告会社が、平成22年3月8日に原告会社に関するスレッドを削除ないし閉鎖した後も、原告会社を非難する利用者からの書き込みが繰り返されたことによるものであること（証人山本）からすれば、本件掲示板の閉鎖についての責任を全て原告会社に帰責させるのは適当でないこと、永海ら投稿行為が行われる前後で被告会社の本件掲示板への訪問者及び広告収入がどの程度減少したのかという点について具体的な証拠はないこと（第2事件等原告福井）などの事情を総合的に考慮すれば、永海ら投稿行為によって被告会社が受けた業務妨害による損害を填補するためには100万円が相当であり、弁護士費用の損害としては、その1割に相当する10万円を認めるのが相当である。

(2) 第2事件等原告福井に対する損害額について

上記のとおり、永海ら投稿行為のうち、別紙主張整理表3の番号19及び24の投稿を除く投稿は、第2事件等原告福井に対する誹謗中傷、名誉毀損行為及び脅迫行為として不法行為になるところ、これらの投稿は合計で25回にも及ぶこと、その中には「殺人事件に発展する」、「痛い目に遭わせる」などといった身体や生命の安全を脅かすような文言を用いた投稿も存在していたこと等の事情を総合的に考慮すれば、第2事件等原告福井に生じた損害

を填補するためには50万円が相当であり、弁護士費用としては、5万円が本件不法行為と相当因果関係にある額として認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告会社の被告会社に対する本訴請求は、10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年5月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求についてはいずれも理由がないからこれを棄却する。

次に、被告会社の原告会社に対する反訴請求は、第3事件被告永海と連帯して、110万円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求については理由がないからこれを棄却する。

また、第2事件等原告福井の原告会社に対する第2事件の請求は、第3事件被告永海と連帯して、55万円及びこれに対する第2事件訴状送達の日翌日である平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求については理由がないからこれを棄却する。

最後に、被告会社らの被告永海に対する第3事件の請求は、被告会社については、原告会社と連帯して、110万円及びこれに対する第3事件訴状送達の日翌日である平成23年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、第2事件等原告福井については、原告会社と連帯して、55万円及びこれに対する第3事件訴状送達の日翌日である平成23年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があるからこれを認容し、その余の請求については理由がないことからこれを棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 堀 内 明

裁判官 中 村 心

裁判官 森 山 由 孝

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都中央区銀座五丁目14番1号銀座クイントビル6F

本訴原告，反訴・第2事件被告

株式会社 G i n z a

代表者代表取締役

池 田 馨

第3事件被告

永 海 克 也

上記2名訴訟代理人弁護士

池 末 彰 郎

東京都港区南青山二丁目11番13号

本訴被告，反訴・第3事件原告

ミ ク ル 株 式 会 社

代表者代表取締役

福 井 直 樹

大阪府堺市西区鳳西町2-1-1

第2事件・第3事件原告

福 井 直 樹

上記2名訴訟代理人弁護士

日 野 修 男